

## 基準 7 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

観点 7 - 1 - : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点到係る状況】

学生には、入学時のオリエンテーション等で、共通教育履修案内や学部の専門教育のための履修案内（修学の手引等）を配布（別添資料 7 - 1 - - 1）し、単位修得の方法等を詳細に説明している。

また、留学生には別途、英語、中国語等多言語によるオリエンテーションを実施し、日本語履修案内、修学・生活支援等を行っている。なお、水産学部では入学時のガイダンスを練習船上で実施している。

専門教育のガイダンスは、年度毎にオリエンテーションを通して行っている。特に専門教育の「演習」に関しては、ガイダンスを学外の研修所（宿泊）で実施し、教員及び学生の交流促進を図っている学部もある。また、学部等に配置している教務・学生係や指導教員等、担当教員も個別の相談に対応している。

#### 【根拠資料欄】

別添資料 7 - 1 - - 1 入学時オリエンテーション配布資料一覧（部局例示：共通教育）

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは、入学時、各年次進級時、研究室配属時、専門教育の「演習」選択時、及び実習時にオリエンテーションや掲示などを通して適切に実施している。

観点 7 - 1 - : 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

#### 【観点到係る状況】

全ての学部でオフィスアワーの時間帯等をシラバスに明記している。さらに、実施の形態は各学部によって異なるが、担任教員制や指導教員制等により、どの学部でも学習相談や助言の体制がとられている。また多くの教員が、研究室のホームページを開設したり、研究室生のメーリングリストを作るなど、学習指導、助言に IT を活用して、随時対応できる環境を整えている。ほとんどの担当教員は、所属学生と日常的にコミュニケーションをとっており、オフィスアワーだけでなく、随時対応している。

## 【根拠資料欄】

なし

## 【分析結果とその根拠理由】

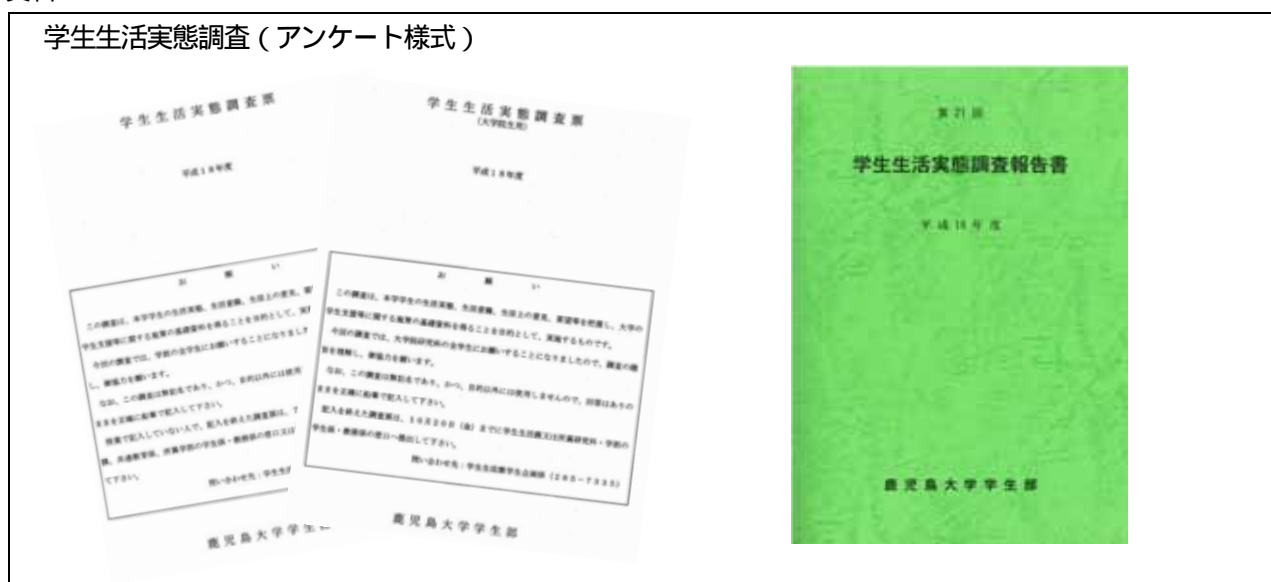
各学部・研究科では、指導教員制や学年担任制の下で、学習や生活に関する指導・助言を行っている。オフィスアワーを設定し、メーリングリストの設定や電子メールによる質問を受け付け、日常的な相談に随時応じている。以上から学習相談、助言等は適切に行われている。

観点7-1- : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

## 【観点に係る状況】

授業科目に関する学生のニーズの把握は、アンケート及びオフィスアワー等を通じて、学部ごとのFD委員会を中心になされている。教育環境をはじめ学生生活の様々な現状も全学的に、学生生活実態調査（資料7-1-A、別添資料7-1- - 1）や留学生アンケート調査（別添資料7-1- - 2）を実施し、把握に努めている。さらに、学生意見箱や、学生何でも相談室（資料7-1- - D、別添資料7-1- - 3）を設置して、学生の意見をくみ上げている。授業に関する学生のニーズ、大学生活への不満要望、学習環境に関する設備面等の要望などを把握し、総合的に学習支援のあり方を検討して改善に努めている。この他、18年度に教育センター主催で、学生・教職員の相互理解を深める目的でワークショップ「鹿大の教育を変える」（別添資料7-1- - 4）を開催した。

## 資料7-1- - A



（出典 学生生活実調査）

## 資料 7 - 1 - - D

## 鹿児島大学学生何でも相談室規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89001281.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89001281.html))

## (目的)

第 2 条 相談室は、学内の関係委員会や学内外の相談機関等との連携を図りながら、学生の修学その他の日常生活に関する諸問題について相談活動を実施し、かつ必要な支援を行うことを目的とする。

## (業務)

第 3 条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の諸問題に係る相談、助言及び援助に関すること。
- (2) 学生相談に係る学内の各種委員会、相談機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に規定する業務に必要な調査及び報告に関すること。
- (4) その他相談室に関すること。

(出典 鹿児島大学学生なんでも相談室規則)

## 【根拠資料欄】

別添資料 7 - 1 - - 1	学生生活実態調査報告 (平成 18 年度)
別添資料 7 - 1 - - 2	留学生アンケート調査報告書 (平成 18 年度)
別添資料 7 - 1 - - 3	学生何でも相談室相談件数一覧 (平成 16 ~ 18 年度)
別添資料 7 - 1 - - 4	鹿大の教育を変える (実施企画書)

## 【分析結果とその根拠理由】

授業アンケート、学生生活実態調査、留学生アンケート調査の実施、学生意見箱、学生何でも相談室の設置等により、学習支援に関する学生の現状やニーズを適切に把握し、それらについての対策を講じている。

観点 7 - 1 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

## 【観点に係る状況】

該当なし

## 【根拠資料欄】

## 【分析結果とその根拠理由】



## 資料 7 - 1 - - B

## 学生募集要項 (P61: 障害のある入学志願者の事前相談): 入学時の支援体制



(出典 学生募集要項)

## 【根拠資料欄】

- 別添資料 7 - 1 - - 1 チューター募集資料 (平成 18 年度 募集資料)
- 別添資料 7 - 1 - - 2 障害のある入学志願者の事前相談 (学生募集要項)
- 別添資料 7 - 1 - - 3 「大学が全面支援 2 筆記者と受講」(南日本新聞平成 18 年 4 月 24 日掲載記事)
- 別添資料 7 - 1 - - 4 ボランティアの募集資料 (平成 18 年度)

## 【分析結果とその根拠理由】

国費留学生には、必要に応じてチューターを配置し、学習や生活上の細やかな支援を行っている。社会人学生には受入れ先の研究科が、学生の正規職務の状況に配慮し、学習指導、支援を行っている。また、障害を持つ者に対しては、スロープや身障者用トイレの設置等、予算内で可能な限りバリアフリー化を進めており、学習面でも事案に応じて適宜対応している。以上から適切な学習支援が行われている。

7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

観点 7 - 2 - : 自主的学習環境 (例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。) が十分に整備され、効果的に利用されているか。

## 【観点到係る状況】

附属図書館 (前述別添資料 5 - 2 - - 2) 学術情報基盤センター等 (資料 7 - 2 - - A、別添資料 7 - 2 - - 1) の学内共同利用施設において、自主的な学習ができるように環境を整えている。附属図書館では、開館時間の延長や土日開館も実施しており、加えて個室、グループ学習室を設置している。桜ヶ丘、下荒田のキャ



## 【根拠資料欄】

別添資料 7 - 2 - - 1	附属図書館、学術情報基盤センター（学生便覧）
別添資料 7 - 2 - - 2	学術情報基盤センター概要（リーフレット）

## 【分析結果とその根拠理由】

自主的学習環境のうち、スペースの整備は、附属図書館の開館時間延長や土曜・日曜日の開館、個室、グループ学習室の設置、学部等では、自習室の整備、講義室の授業時間外の利用等を行っている。

情報環境は、全学的（学術情報基盤センター）にも学部単位でも、使用規則等に基づいて学生個人が自由に使用可能である。また、キャンパス内の LAN のアクセスポイントも整備が行われている。

以上から、自主的学習環境は十分に整備され、効果的に利用されている。

観点 7 - 2 - : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

## 【観点到係る状況】

サークル活動や自治活動等に対する支援では、「学友会」（別添資料 7 - 2 - - 1）が配置され、全学で学生の活動を支援している。現在、122 のサークル団体（文化系 52、音楽系 14、体育系 56）が公認団体として学友会に所属し活動している。これらのサークル団体が積極的に活動を実施できるよう体育館、運動場、大学会館及び教室等を開放している。これらの運営資金は、学友会費並びに大学経費から予算計上して各施設の整備、サークル団体の備品購入補助や大会、遠征等への補助及びスポーツ安全保険の助成等を行なっている。

入学時には学生便覧を配布し、サークル活動及び自治活動等の内容・情報を周知している。

## 【根拠資料欄】

別添資料 7 - 2 - - 1	学友会会則、サークル一覧（鹿児島大学学友会、医学部学友会）
------------------	-------------------------------

## 【分析結果とその根拠理由】

課外活動では、学友会費並びに大学経費を用いて、サークル活動が円滑に行われるよう体育施設の整備を行い、サークル活動助成金を補助している。また、課外活動共用施設（サークル室）を整備し、サークル活動や自治活動等のための施設の充実を図っている。

以上から、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるように、支援が適切に行われている。

7 - 3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

観点 7 - 3 - : 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントの相談は、保健管理センター、学生何でも相談室、就職支援室、ハラスメント委員会」等、大学全体として必要な相談・助言・連携体制を整備している（資料 7 - 3 - - A）。学部でも、学生生活委員会、就職委員会等が中心となって、学生の生活相談、就職相談を行っている。

就職活動は、学部就職委員会が中心となって、就職支援コーナーの設置、各種ガイダンスの実施、就職活動体験集の配布等を行っている。学生部内に就職支援室を置き、企業経験者を相談員として配置し、就職に関する相談・面接、企業説明会の開催等（別添資料 7 - 3 - - 1）を行うとともに、模擬面接室を設置するなど、きめ細かな対応を実施している（別添資料 7 - 3 - - 2）。

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントの相談等では、学部の学生係が窓口となり当該学部の学生生活委員やゼミ等指導教員が対応している。また、学生の生活相談は、「学生何でも相談室」でも対応（前述別添資料 7 - 1 - - 3）し、保健管理センター（別添資料 7 - 3 - - 3）と綿密に連携し、心理的な相談や面接を通して学生の心のケアを行っている。また、各学部にもハラスメント防止委員会、ハラスメント相談員、学生何でも相談員等を配置している。更に、学部学生生活委員会を開催し、当該事項について検討するとともに、迅速・客観的に処理することが可能となっている。

なお、事件・トラブル等からの自己防衛のためのハンドブック並びにハラスメント防止のリーフレット（別添資料 7 - 3 - - 4）を作成し、学生及び教職員に配布し啓発を図っている。

一方、学生の健康診断では、主に 3、4 年生を対象に学生の空き時間に受診するエントリー制度を導入して、受診率を高めるよう努力しており、一人一人の健康管理の把握に努めている。

#### 資料 7 - 3 - - A

鹿兒島大学保健管理センター規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89002671.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89002671.html))

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理に関する実施計画の立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断
- (3) 健康診断の事後指導
- (4) 健康相談及び指導
- (5) 精神衛生の相談及び助言
- (6) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導及び助言
- (7) 保健管理に関する調査研究
- (8) その他保健管理に関すること

鹿児島大学学生何でも相談室規則（前述資料 7 - 1 - - D）

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89001281.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89001281.html))

国立大学法人鹿児島大学就職委員会規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000181.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000181.html))

（審議事項）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項(大学院を含む。)を審議し、及びこれらに基づく必要な措置を講じる。

- (1) 学生(未就職卒業者を含む。以下同じ。)の就職指導及び対策に関する事項
- (2) 求人情報の共有化を含む就職情報の交換及び提供に関する事項
- (3) 就職関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) その他学生の就職活動を支援するための必要な全学的事項

国立大学法人鹿児島大学就職支援センター設置要項

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89005181.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89005181.html))

（業務）

第 2 センターは、次に掲げる事項の企画立案又は実施の業務をつかさどる。

- (1) 就職支援戦略に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) キャリア教育支援に関すること。
- (4) 就職支援に係る広報に関すること。
- (5) その他本学における就職に関すること。

鹿児島大学職業紹介業務運営規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89001291.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89001291.html))

（紹介業務の対象）

第 2 条 紹介業務は、本学の学生及び卒業生(大学院修了者を含み、卒業又は修了後 1 年以内の者に限る。以下同じ。)を対象とする。

国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止委員会規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000101.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000101.html))

（委員会の任務）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止及び排除のための基本方針の策定に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) ハラスメントの相談体制の整備等に関すること。
- (4) ハラスメントの再発防止策に関すること。
- (5) 学長から諮問されたハラスメントに関する事項の調査、報告等に関すること。
- (6) 相談員の指導及び監督にあたること。
- (7) 防止規則の運用に関すること。

## (8) その他ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項

(出典 鹿兒島大学保健管理センター規則 他)

## 【根拠資料欄】

別添資料 7 - 3 - - 1	就職支援センター（学生便覧）
別添資料 7 - 3 - - 2	就職相談室利用状況（平成 17～18 年度）
別添資料 7 - 3 - - 3	保健管理センター（学生便覧） 保健管理センター年報（平成 18 年度）
別添資料 7 - 3 - - 4	ハラスメント防止リーフレット

## 【分析結果とその根拠理由】

保健管理センター、学生なんでも相談室、就職支援室、ハラスメント委員会等を設置し、意見箱やメール等による学生からの相談を受ける体制を整えている。相談室では関係部署と連携し学生からの各種相談に対して助言、支援を行っており、適切に機能していることが利用状況から見て取れる。

学生の健康診断でも、上級学生向けに実施した学生の空き時間にエントリーできる体制が高い評価を受けて、今後 1・2 年生への拡大を予定している。特にメンタルヘルスに関しては、常時カウンセリングを行うとともに、新入生には心理的スクリーニング検査を実施することで、メンタルヘルスに関する予防的・教育的効果が期待できるよう取り組んでいる。

各学部では、学生生活委員会、就職委員会が中心となって、学生の相談を受け付ける体制を整えている。

以上から、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能している。

観点 7 - 3 - : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

## 【観点到係る状況】

学生のニーズを把握する手段として、18 年度に全学的な「学生生活実態調査」(前述別添資料 7 - 1 - - 1) を実施した。従来の調査は一部学生を対象とするものであったが、内容を充実するため、18 年度は全学部の学生（大学院生含む）を対象として調査した。調査項目も学生の教育・生活・環境等、様々な分野を含み、幅広く学生のニーズの把握に努めている。学部単位では、学生のニーズを直接把握する手段として学生と教員との懇談会を実施しているところもある。

このほか全学的な取り組みとして、学長が学生のニーズを直接把握するために、卒業予定者及び新入生との懇談会（別添資料 7 - 3 - - 1）を開催し、学生生活を通しての感想や大学生活に関する抱負、心構え等、学生の意見や要望を把握し、学生の意向に応えるとともに、本学の活性化に役立てるよう取り組んでいる。

今年度から学生生活の利便性向上の一環として、学生証の機能強化（別添資料 7 - 3 - - 2）を図り、一つのカードで、図書の出借や学内での買い物、証明書自動発行等が使用できるようにした。

## 【根拠資料欄】

- 別添資料 7 - 3 - - 1 学長との懇談会等の実施状況（平成 18 年度 ほか）  
 別添資料 7 - 3 - - 2 新学生証に関する資料（リーフレット）

## 【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズをよりの確に把握するために、18 年度に全学部生・大学院生に対して学生生活実態調査を実施した。報告書としてまとめた調査結果は、今後多方面に活かして行く予定である。学長との懇談会では、卒業予定者及び新入学部生と意見交換を行い、意見・要望等ニーズを把握し、反映出来るものについては実施しているところである。

以上から、生活支援等に関するニーズは適切に把握されている。

観点 7 - 3 - : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

## 【観点に係る状況】

留学生への対応は、留学センターが全般的な窓口となっている。大学全体として留学生後援会を設置し、教職員が加入して経済的支援を行っている（別添資料 7 - 3 - - 1）。また、成績優秀な留学生には年 2 回の奨学金を支給している。住居面では、国際交流会館（別添資料 7 - 3 - - 2）、学生寮（約 1 割を入居にあてている）を整備している。さらに日本人チューターを配置し、学習面、生活面での援助を行っている。このほか、図書館には外国雑誌、新聞等も備えている。また、学部ごとに後援会等が組織されており、そこからも留学生に対して奨学金援助が行われている。

また、障害のある学生に対する支援として、聴覚障害に対する授業の在り方、支援方法等について専門家によるボランティア講習会を開催して、支援方法への学習を行った。また、ノートテイクや手話通訳者をボランティア学生として募集活動等（前述別添資料 7 - 1 - - 4）を行い、支援体制を整えた。

就職支援室のドアの改修、各学部の建物の出入り口と渡り廊下の段差の解消、トイレの手摺りの設置、建物等の改修によるバリアフリー、点字表記などを行い、障害のある学生に配慮した施設を目指している。

## 【根拠資料欄】

- 別添資料 7 - 3 - - 1 留学生後援会活動資料（後援会アルバム 2006 - 2007）  
 別添資料 7 - 3 - - 2 国際交流会館利用規則・利用状況

## 【分析結果とその根拠理由】

留学生センターを設け、留学生に対して全般的な支援を行っている。さらに生活面では国際交流会館等の住居整備及び、経済面では各種奨学金等において支援が行われている。また、障害のある学生に対しては、学生のポ

ランティア等の協力を得て、通常の授業及び実習が受けられるよう全学体制で対応している。教育指導者についても研修会等を開催して体制を整えている。

施設整備に関しては、出入口ドアの自動開閉、出入口や渡り廊下の段差解消等バリアフリー化を行っており、全体として特別な支援が必要と考えられる者への支援を適切に行う状況にあり、必要に応じて支援が行われている。

観点 7 - 3 - : 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

学生に対する経済面の援助は、「日本学生支援機構」、「地方公共団体」、「民間奨学金」等による支援制度（別添資料 7 - 3 - - 1）があり、掲示及び奨学金に関する説明会で広く学生に周知されている。また、日本学生支援機構の奨学金を申請の際に、民間等他の奨学制度があることも説明している。日本学生支援機構の奨学金については、約 4 割の学生が貸与を受けており、さらに突然の災害・家計の急変の場合には、随時奨学金が受けられるよう掲示等で周知している。

授業料免除（資料 7 - 3 - - A、別添資料 7 - 3 - - 2）申請では、説明会を開催し、きめ細かな説明・質疑応答を行っている。

また、大学独自の申請要領や提出書類のチェック表を作成し、申請書作りのためのマニュアルを配布する等の対応を行っている。奨学金及び授業料免除の申請時の受付では、予約制を採用し、待ち時間を短縮する対策を取っている。

19 年度からは、本学独自の奨学金制度として、成績優秀な新生入生に対する返還不要の奨学金制度（スタートダッシュ学資金）（資料 7 - 3 - - B）を新設した。大学院では成績優秀者に、学生支援機構から受けた第一種奨学金の免除制度を設けている（資料 7 - 3 - - C）。これは、経済的支援に加え学習意欲向上への効果が期待されている。

なお、経済的事情等により、民間アパート等への入居が困難な学生に対しては、学生寮を配備しており、1 割程度を留学生の入居にあて、留学生の生活支援の対策を講じている（別添資料 7 - 3 - - 3）。

#### 資料 7 - 3 - - A

鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89001091.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89001091.html))

(授業料の免除)

第 5 条 授業料の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 授業料の免除は次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

(2) 徴収の時期前 6 月以内(新入学者の場合は入学前 1 年以内)において学生生徒(附属特別支援学校の高等部及び附属幼稚園の園児を含む。以下同じ。)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生生徒若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受け、納

付が著しく困難であると認められる場合

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 前項による授業料免除の総額は毎年度の予算で定められた範囲とし、前項第1号に係る免除者の決定は学務委員会の議を経て学長が行う。

4 授業料免除の申請様式及び必要書類は別に定める。

(入学料の免除)

第9条 第2条第1項に係る入学料(附属幼稚園を除く。)の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 大学院の研究科に入学する者に係る入学料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 大学の学部及び附属特別支援学校の高等部に入学する者に係る入学料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

4 前2項による入学料免除の総額は毎年度の予算で定められた範囲とし、免除者の決定は学務委員会の議を経て学長が行う。

5 入学料免除の申請様式及び必要書類は別に定める。

(寄宿料の免除)

第20条 居住者又は学資負担者が災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、本人及び保護者からの申請に基づき、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において、必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項による免除の決定は、別に定める申請様式及び必要書類に基づき学長が行う。

(出典 鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則)

資料7 - 3 - - B

鹿児島大学スタートダッシュ学資金授与規則

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89005361.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89005361.html))

(目的)

第1条 スタートダッシュ学資金(以下「学資金」という。)は、鹿児島大学(以下「本学」という。)に入学した学部学生のうち、入学試験において優秀な成績を修めた者に対して給付し、学生の勉学意欲の向上及び優秀な人材の輩出などを図ることを目的とする。

(出典 鹿児島大学スタートダッシュ学資金授与規則)

## 資料 7 - 3 - - C

国立大学法人鹿兒島大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会規則  
 ([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89004551.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89004551.html))

(審議事項)

第 3 条 委員会は、鹿兒島大学大学院において独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者を大学院学資金返還免除候補者として機構に推薦するための選考について調査審議する。

(出典 国立大学法人鹿兒島大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会規則)

## 【根拠資料欄】

- |                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 別添資料 7 - 3 - - 1 | 奨学援護等 (学生便覧)                     |
| 別添資料 7 - 3 - - 2 | 入学料、授業料免除申請者・免除者一覧 (平成 16～18 年度) |
| 別添資料 7 - 3 - - 3 | 学生寮の概要 (平成 19 年 4 月現在)           |

## 【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構の奨学金では、申請者の約 8 割が採用されており、授業料免除の申請者も、7 割程度が認定されている。その他の公共団体奨学金、民間奨学金等各種団体体育英会については 27 機関から、200 名の学生が奨学金の支援を受けており、経済面の援助については、ほぼ適切に支援がなされている。

また、学生寮の入居については、入寮を希望する学生に対しては、ほぼその希望を満たしている。以上から、学生の経済面の援助は適切に行われている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

授業科目や専門・専攻の選択については入学時、各年次進級時、研究室配属時、演習選択時等の節目ごとにガイダンスを行い、きめ細やかな学生の指導を行っている。またガイダンスを学外の研修所(宿泊)で実施し、教員及び学生の交流促進を図っている学部もあり、履修指導を充実させる体制が整っている。

学生支援等では、「学生何でも相談室」、学生の意見箱の設置、学長との懇談会、学生生活実態調査等の実施により、学生のニーズの把握に努め、改善を行っている。

経済支援では、授業料免除申請手続きのマニュアルを作成し、その都度説明会を実施して手続きしやすい体制を整備し、申請時に待ち時間がないようエントリー制、予約制を導入している。

本学独自の新たな支援方策としては、成績優秀な新入生に対する返還不要の奨学金制度(スタートダッシュ学資金)を新設し、経済的支援および学習意欲の向上に役立てている。

全学的な就職支援策としては、就職支援室を設け、企業の経験者を相談員として配置し、就職に関する相談・面接等きめ細かな対応を実施している。

学生のニーズを踏まえ、利便性向上の一環として、学生証一枚で、図書の貸出や生協での買い物、証明書自動発行等が使用できるように機能統合を図った。

## 【改善を要する点】

特になし

## (3) 基準7の自己評価の概要

履修指導に関しては、ガイダンスを進級等の機会に応じて行い、きめ細やかな学生の指導を行っている。学習相談については、オフィスアワー、メーリングリストの設定や電子メール、日常的な相談を通じて随時応じている。学習支援に関する学生のニーズの把握については、各種アンケートや学生意見箱、学生なんでも相談室を設置して対策を講じている。特別な支援を必要と考えられる者に関しては、留学生の向けのチューター、社会人学生への昼夜開講制、障害のある学生へのバリアフリー化の推進を通して、それぞれについて積極的に実施している。

自主学習環境の支援に関しては、附属図書館の開館時間延長や、個室、グループ学習室の設置、学術情報基盤センターをはじめとした学内LANの整備などの環境の整備を通して行っている。また、学生のサークル活動や自治活動に対しては、学友会を設置し、特に予算、施設の整備を通して活動が円滑に行われるよう支援を行っている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談に対しては各種相談室の設置やハンドブック等の作成及び配布により啓発を図っている。学生支援等に関する学生のニーズの把握については、学生生活実態調査や学生と教員との懇談会を通して行っている。特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等は、留学生への住居の確保や奨学金、障害学生のためのボランティア活動や建物のバリアフリー化を通して行っている。学生の経済面の援助に関しては、各種奨学金の周知や本学独自の奨学金制度の設定、学生寮の整備等を通して行っている。

以上から、学生支援に関して適切に整備され、機能していると判断される。

